

身元保証書

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

身元保証人は、貴社に雇用された末尾署名の者（以下「本人」という。）の身元を保証し、次のとおり身元保証契約を締結する。

第1条（保証の内容）

身元保証人は、本人が故意または重大な過失により貴社に損害を与えたときは、本人と連帯して、次条に定める極度額の範囲内でその損害を賠償する。

第2条（極度額）

前条の保証の極度額は、金 円とする。

2 身元保証人は、前項の極度額を限度として責任を負い、これを超える責任は負わない。

第3条（保証期間）

本契約の期間は、本書作成の日から5年間とする。

2 本契約は、期間満了の際に貴社と身元保証人が合意した場合に限り更新することができる。この場合、更新後の期間は更新の時から5年を超えないものとする。

第4条（貴社からの通知）

貴社は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく身元保証人に通知する。

- 本人に業務上不適任または不誠実な事跡があって、身元保証人の責任を生じさせるおそれがあることを知ったとき
- 本人の任務または任地を変更し、これにより身元保証人の責任が重くなり、またはその監督が困難になるとき

第5条（契約の解除）

身元保証人は、前条の通知を受けたとき、または自ら同条各号の事実を知ったときは、将来に向かって本契約を解除することができる。

第6条（届出）

身元保証人は、住所・氏名その他の連絡先に変更があったときは、速やかに貴社に届け出る。

年 月 日

本人

住所

氏名

生年月日

印

身元保証人

住所

氏名

続柄

電話

印